

# 上手な暮らし塾

## 自治会

### 地域を元気に！あなたの町の自治会 ～県営深堀団地第一自治会～

安全安心な地域をつくるため、さまざまな活動をしている自治会。

＊ ＊ ＊  
毎年、年の瀬にカチカチという拍子木の音とともに「火の用心」という声が聞こえてきませんか。あれは、地域の皆さんが安心して年を越せるように、さまざまな団体が行っている「年末夜警」活動です。

今回は、県営深堀団地第一自治会の年末夜警におじゃましました。中尾悟会長にお話を伺いました。一年末夜警が始まったきっかけは？昭和55年に「少年消防クラブ」が発足して、クラブの活動の二つとして年末夜警を行ったのが始まりです。毎年行っている恒例の行事で、今年で35回目になります。

子どもたちが中心となって、元気に楽しく見回りを行っていますよ。一どのようないで取り組まれていますか。  
年末夜警の呼びかけを通じて、地域の



皆さんが、ガスの元栓など身の回りに火事の原因になりそうなどころがないかを見直す機会になればと思います。取り組んでいます。

＊ ＊ ＊  
特に、私たちの自治会は集合住宅ということもあり、大きな被害にならないように、普段からお互いに気をつけ合って、住民みんなで防火の意識を高めていくことが大事だと思います。

＊ ＊ ＊  
「いざという時に、地域で助け合えるまちにするためには、日頃からの住民同士の親睦が欠かせない」と語る中尾会長。

＊ ＊ ＊  
こちらの自治会では、年末夜警のほかにも、夏祭りやもちつき大会などの親睦行事にも力を入れていて、子どもたちを中心に若い世代のみなさんが企画や運営で活躍をされています。

＊ ＊ ＊  
このように、地域の皆さんが自治会活動に参加・協力することで、安全で住みよいまちづくりにつながります。あなたも、できることから参加してみたいかがでしょうか。

#### 問い合わせ

自治振興課 ☎8229・1134

## 消費者

### お試しのつもりが定期購入に！ ～その価格、条件付きではないですか？～



Aさんは、テレビショッピングで美容と健康によいという「黒酢のサプリメント」が「1カ月分で通常3500円のところ、今ならお試しで500円」と聞き、購入しました。

その1カ月後に、また商品が届き、驚いて請求書をよく見ると、全部で4回続けて購入する「定期購入」で、しかも、2回目からは、通常価格に近い3000円となっていました。

＊ ＊ ＊  
Aさんは、返品したいと事業者に連絡しましたが、応じてもらえず、消費者センターへ相談しました。事業者のホームページを確認したところ、「4カ月の継続が条件で、休止は次回発送日の7日前まで」ととても小さい文字で書かれていました。

＊ ＊ ＊  
この相談では、定期購入であることが極めて分かりにくいことを消費者センターから事業者に伝え、Aさんが2回目の商品を返品する送料を

負担し、解約することができました。このように、テレビショッピングや新聞の折り込みチラシなどで、「お試し」「格安」などを強調しているもの、実際は「10回以上の購入が条件」となっている健康食品や化粧品などがあり、解約できないといった相談が多く寄せられています。通信販売の場合、クーリング・オフは適用されないで、簡単に解約はできません。

＊ ＊ ＊  
派手な広告や「今だけ」「30分以内」「お得なコース」などといった言葉に惑わされずに、注文時に、定期購入になっていないかや、返品可否をきちんと確認することが重要です。さらに、最初に商品が届いた時に同封の書類を必ず読むようにしましょう。

＊ ＊ ＊  
商品の表示に不備がある場合や、商品が実際と違っていた場合などは契約を取り消すことができます。ありますので、消費者センターにご相談ください。

＊ ＊ ＊  
「ご相談は消費者センター（メルカフ）さまち4階、相談専用 ☎8229・1234へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。」